

生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約の課題

一 保険金受取人の変更と介入権を中心として一

大阪大学 山下典孝

I はじめに

本報告は、平成 19 年 6 月 6 日に公布され平成 21 年 4 月 1 日施行予定の保険法（以下、「保険法」と称する）において、保険金受取人の変更、介入権を中心に、生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約の課題について検討を行うことを目的とするものである。

II 保険金受取人の変更に関する課題

保険法においては、保険金受取人の変更の意思表示を保険者に限定し、保険金受取人の変更の効力発生時を保険金受取人変更の通知が保険者に到達することを条件に、通知の発信時に遡って効力を認める（保険法 43 条 2 項・3 項、72 条 2 項・3 項）。

そこで問題となるのは、通知の発信と、保険者への到達をどの時点において認めるかである。保険契約者が家族や友人等に保険金受取人変更書類を手渡した時点で通知の発信と考えられるか、コールセンターに連絡をして担当者と保険契約者が具体的に保険金受取人の変更についてやり取りを交わした時点で到達と考えられるか、営業職員に対し保険金受取人変更書類を手渡した時点で到達と考えられるか等、簡単な想定事例で検討を行う。

妻、子、配偶者、相続人という抽象的な保険金受取人の指定（決定）も許されている。傷害疾病定額保険契約の約款では、保険金受取人を具体的に決めていない場合には、被保険者の法定相続人が保険金受取人となるとされている。従来解釈では、保険事故発生時に、妻、子、配偶者、相続人の地位にある者が保険金受取人となると解されていた。保険法では後述の一定の保険金受取人の介入権が制度上認められたことから、契約成立段階から誰かが保険金受取人となっていることが必要となる。保険法施行後は、抽象的な決定をした場合、その決定時に、妻、子、配偶者、相続人の地位にある者が保険金受取人とされることになると考えられる。万一、その地位にある者がいない場合には、誰が保険金受取人となるか解釈上問題となる。

保険法 43 条 1 項、72 条 1 項は任意規定とされており、保険金受取人変更に関して保険者の同意を得ることを要件とすることは認められると解されている。この規定の導入は、共済のように共済契約者の福利厚生という観点から一定の者に共済受取人の範囲を限定する必要性があることを念頭に、従来、共済団体の同意を得ることとしてきた規約内容を維持するために設けられたものと考えられる。その趣旨を考えれば、民間の保険会社におい

て保険金受取人の変更の際に保険者の同意を得るとする約款条項を新設することは許されないものと解するのか、また共済契約においていかなる場合においても、共済団体の同意がなければ変更は認められないかが問題となる。

保険法においては遺言による保険金受取人の変更を「遺言の効力」として認める。一定の親族のみを保険金受取人に変更する旨の制限付きで遺言による保険金受取人を認めることは許されるか、遺言と保険者免責との関係、遺言作成後になされた保険者に対する保険金受取人変更の意思表示・保険契約の復活・保険契約者の変更との関係について検討する。

保険法においては、保険金受取人が保険事故発生前に死亡した場合には、保険金受取人の相続人の全員が保険金受取人となるとされている。この場合の保険金受取人の相続人の範囲は民法の規定に従って決められるものと解されるが、その範囲について検討する。

Ⅲ 介入権に関する課題

保険法においては、差押債権者等が保険料積立金のある死亡保険契約及び傷害疾病定額保険契約を解除しようとした場合、当該保険契約の保険金受取人（保険契約者を除く、保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者である者に限る。）に保険契約の継続の機会を与える趣旨で介入権を認める。上記の趣旨のみならず、差押債権者等の解除権者の権利保護、保険者の事務処理等における過度の負担の回避、といった点も考慮する必要がある。保険契約者の同意を得た介入権者は、解除の効力が生じるまでに保険者に対する解除通知到達日における解約返戻金相当額を解除権者に支払う必要がある。解除通知到達日における解約返戻金相当額については保険者に問い合わせをする必要があるが、保険者の過度の負担を回避する必要性から、保険契約者と共に介入権者が保険者に対して当該額の確認を求めることは許されるものと考えられる。

解除通知から 1 ヶ月未満に事前の約定により当該保険契約が終了する場合、保険金受取人の介入権は認められず、即時解除として処理されるか、この場合も介入権は認められるが、約定されている契約終了時に清算して処理することとなるか。具体的な例としては、生死混合保険契約において解除権通知から 1 ヶ月未満に満期日が到来するような場合、契約が失効した場合、保険者による契約解除がなされた場合等が考えられる。1 ヶ月未満の保険契約の場合でも介入権者の介入権を認め、さらに解除権者の利益保護との調整を図る解釈が必要となるものと考えられる。また生死混合保険契約において、死亡保険金受取人と満期保険金受取人が異なる場合、保険法 60 条～62 条の類推適用によって満期保険金受取に介入権が認められることとなるかが問題となる。